

(新) 環境モニタリング調査〈復旧・復興〉

4, 826百万円(0百万円)

水・大気環境局大気環境課、水環境課、海洋環境室、地下水・地盤環境室
環境保健部環境安全課、石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の流出及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査を実施する。

また、一般環境中の放射性物質の濃度を把握するため、大気、公共用水域、地下水質についてモニタリング調査を実施し、原子力災害時における国民の健康保護のための速やかな対応に資する。

2. 事業計画

(1) 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査
(H24(一部H23補正)～未定)

- ①アスベスト大気濃度モニタリング調査
- ②水環境放射性物質モニタリング調査等
- ③地下水における放射性物質モニタリング調査
- ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
- ⑤東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査
- ⑥被災地における石綿によるばく露に関する調査

(2) 一般環境中の放射性物質モニタリング(H24～未定)

- ①離島等における放射性物質モニタリングの拡充
- ②公共用水域における放射性物質モニタリング
- ③地下水質における放射性物質モニタリング

3. 施策の効果

○被災地における環境モニタリング調査の実施により、被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。

○また、一般環境中の放射性物質のモニタリングの実施により、今後、大規模な原子力災害等が発生した場合においても、放射性物質による環境への汚染影響を速やかに把握できる。

「環境モニタリング調査」の実施 復旧・復興

平成23年3月11日

東日本大震災

～ 東日本の広域で地震・津波による甚大な被害が発生～

環境への影響

- 今後の被災した建築物の解体やがれき処理等に伴うアスベストの飛散
 - 被災した工場などからの有害物質等の漏出
 - 福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出
- 等による環境汚染の拡大が懸念

【喫緊の課題】

環境汚染の人の健康への2次被害の防止
被災地の生活環境に対する住民不安の解消



早期に環境の状況把握・情報の提供を行うことが必要

国による被災地の環境モニタリング調査の実施

アスベスト

建築物等の解体現場や避難所等付近の大気環境調査を実施し、飛散・ばく露防止対策を推進

水環境

公共用水域(河川、湖沼、海域)において、水質・底質等を採用し、放射性物質の調査等を実施

地下水質

被災地の地下水において、有害物質等の水質モニタリング調査を実施

海洋環境

海洋における有害物質、放射性物質及び廃棄物による汚染現況の実態調査、震災起因漂流物の外洋流出状況のシミュレーション・衛星モニタリング調査を実施

化学物質環境実態追跡

沿岸域において、環境基準等は設定されていないものの、残留性・有害性の高い物質の汚染状況についての調査を実施

石綿によるばく露調査

被災地住民を対象として聞き取り調査を行い、石綿ばく露が懸念される状況を把握するための調査を実施

【大規模な原子力災害における国民の健康保護のための速やかな対応】

一般環境中の放射性物質の把握

原子力災害発生の際の迅速な環境への汚染影響の把握

大気

離島等での環境放射線等モニタリング箇所を追加して、より確かな監視体制を構築するとともに、国内外の原子力災害について、広範囲にわたる影響を速やかに把握

水環境

全国の公共用水域(河川、湖沼、海域)において、網羅的かつ定期的に水質等を採用し、放射性物質のモニタリングを実施

地下水

地下水中の放射性物質の存在実態について、経年的な把握を行うための詳細なモニタリング調査を実施